

議案第25号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

令和8年4月1日付け組織改正に伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教育委員会事務局

教育機関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

世田谷区教育委員会

第1条中「事業推進担当課長」を「教育DX推進担当課長及び事業推進担当課長」に改める。

第4条第1項の表課長の項中「事業推進担当課」を「教育DX推進担当課及び事業推進担当課」に改める。

別表1の部21の項中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同表2の部教育総務課の款11の項教育長決定の欄第3号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同項教育政策・生涯学習部長決定の欄中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同項課長決定の欄中「500,000円」を「2,000,000円」に改め、同部学校健康推進課の款3の項課長決定の欄に次の1号を加える。

3 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。

別表2の部学校健康推進課の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、同部教育環境課の款を次のように改める。

施設計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校の適正配置等に関すること。 2 学校教育施設の用地取得及び財産処理等に関すること。 3 学校教育施設の計画及び整備方針に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校の配置等の計画を策定すること。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の用地取得及び財産処理等に関すること。 1 学校教育施設の計画及び整備方針策定を行うこと。 	
施設整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査に関すること。 2 学校教育施設の整備に関すること。 			<ol style="list-style-type: none"> 1 区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。 2 施設台帳を作成すること。 1 学校教育施設の改修及び維持管理等を 	

3 学校教育施設の建設に関すること。			行うこと。 1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。	
--------------------	--	--	--	--

別表3の部学校職員課の款中3の項を削り、4の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関すること。	1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する計画及び特に重要な事項を決定すること。	1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する重要な事項を決定すること。	1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する定例的で重要な事項を決定すること。 2 教育事務センターに係る重要な事項を決定すること。	1 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する定例的な事項を決定すること。 2 教育事務センターに係る定例的な事項を決定すること。
-------------------------------	---	---	---	---

別表3の部教育指導課の款6の項中「教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）」を「教職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）」に改め、同項委員会決定の欄に次の2号を加える。

- 2 園長及び副園長を任免すること。
- 3 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。

別表3の部教育指導課の款6の項教育長決定の欄中第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- 2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）を任免すること。
- 3 園長及び副園長の配置を決定すること。
- 4 園長及び副園長のサービスを報告すること。

別表3の部教育指導課の款6の項学校教育部長決定の欄第6号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第5号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第9号とし、同欄第4号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第8号とし、同欄第3号中「校長」を「校長及び園長」に改め、同号を同欄第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 6 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。

別表3の部教育指導課の款6の項学校教育部長決定の欄中第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

- 2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の配置を決定すること。
- 3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。
- 4 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）のサービスを報告すること。

別表3の部教育指導課の款6の項課長決定の欄第2号中「校長」の次に「、園長」を加え、同号を同欄第3号とし、同欄第1号の次に次の1号を加える。

- 2 幼稚園教職員（園長を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号	○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号
改正	改正
昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号 昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号 昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号 昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号 昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号 平成元年4月1日世教委訓令甲第4号 平成3年4月1日世教委訓令甲第1号 平成4年3月25日世教委訓令甲第1号 平成4年12月25日世教委訓令甲第17号 平成5年3月25日世教委訓令甲第1号 平成7年3月31日世教委訓令甲第2号 平成7年6月30日世教委訓令甲第7号 平成8年4月1日世教委訓令甲第1号 平成9年4月1日世教委訓令甲第2号 平成9年8月1日世教委訓令甲第4号 平成9年10月1日世教委訓令甲第6号 平成10年4月1日世教委訓令甲第14号 平成11年4月1日世教委訓令甲第8号 平成12年3月31日世教委訓令甲第14号 平成13年3月30日世教委訓令甲第1号	昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号 昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号 昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号 昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号 昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号 昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号 昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号 平成元年4月1日世教委訓令甲第4号 平成3年4月1日世教委訓令甲第1号 平成4年3月25日世教委訓令甲第1号 平成4年12月25日世教委訓令甲第17号 平成5年3月25日世教委訓令甲第1号 平成7年3月31日世教委訓令甲第2号 平成7年6月30日世教委訓令甲第7号 平成8年4月1日世教委訓令甲第1号 平成9年4月1日世教委訓令甲第2号 平成9年8月1日世教委訓令甲第4号 平成9年10月1日世教委訓令甲第6号 平成10年4月1日世教委訓令甲第14号 平成11年4月1日世教委訓令甲第8号 平成12年3月31日世教委訓令甲第14号 平成13年3月30日世教委訓令甲第1号

改正後	改正前
平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号	平成13年10月 1 日世教委訓令甲第10号
平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成15年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号	平成15年10月17日世教委訓令甲第 7 号
平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成16年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号	平成17年 4 月 1 日世教委訓令甲第16号
平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号	平成18年 9 月29日世教委訓令甲第 5 号
平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号	平成19年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号
平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成20年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号	平成20年 5 月27日世教委訓令甲第14号
平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成21年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成22年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成23年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号	平成24年 3 月30日世教委訓令甲第 1 号
平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成26年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号	平成26年 7 月14日世教委訓令甲第 4 号
平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	平成27年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	平成28年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号	平成29年 3 月31日世教委訓令甲第 3 号
平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号	平成30年 3 月30日世教委訓令甲第 3 号
平成30年11月30日世教委訓令甲第15号	平成30年11月30日世教委訓令甲第15号
平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号	平成31年 4 月 1 日世教委訓令甲第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号	令和 2 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 8 号
令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号	令和 3 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 3 号
令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号	令和 3 年12月10日世教委訓令甲第12号
令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号	令和 4 年 4 月 1 日世教委訓令甲第 2 号
令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第 2 号	令和 5 年 3 月31日世教委訓令甲第 2 号
令和 5 年 6 月29日世教委訓令甲第16号	令和 5 年 6 月29日世教委訓令甲第16号

改正後	改正前
<p>令和5年12月1日世教委訓令甲第19号 令和6年4月1日世教委訓令甲第1号 令和7年4月1日世教委訓令甲第2号 令和8年4月1日世教委訓令甲第〇号</p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長（教育DX推進担当課及び事業推進担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条第1項の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p> <p>第3条 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p>	<p>令和5年12月1日世教委訓令甲第19号 令和6年4月1日世教委訓令甲第1号 令和7年4月1日世教委訓令甲第2号</p> <p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程 東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長（事業推進担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条第1項の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p> <p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p> <p>第3条 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p>

改正後		改正前	
<p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> <p>(事案決定の臨時代行)</p>		<p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> <p>(事案決定の臨時代行)</p>	
<p>第4条 第2条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案(第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。)について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在(以下「不在」という。)であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>		<p>第4条 第2条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案(第3条又は前条の規定により課長、係長若しくは担当係長又は副参事の決定の対象とされた事案を除く。)について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在(以下「不在」という。)であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>	
教育長	教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長	教育長	教育政策・生涯学習部長。ただし、教育政策・生涯学習部長も不在の場合は、学校教育部長
教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	主管に係る課長(以下「主管課長」という。)。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(教育DX推進担当課及び事業推進担当課を含む。以下同じ。))にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))	課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(事業推進担当課を含む。以下同じ。))にあつては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))
<p>2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であつて、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>		<p>2 第3条又は前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であつて、当該事案の決定を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定するものとする。</p>	

改正後			改正前		
課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長		課長	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	
係長又は担当係長	課長		係長又は担当係長	課長	
副参事	課長		副参事	課長	
(事案決定の例外措置)			(事案決定の例外措置)		
第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負うる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。			第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負うる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。		
教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会	教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長	第2条の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	教育長	教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長	第2条の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	教育長
	前条第1項の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	委員会		前条第1項の規定により教育政策・生涯学習部長又は学校教育部長の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長	課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長
	前条第1項の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長		前条第1項の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長
課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条第1項の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長	課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条第1項の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長

改正後			改正前		
		又は教育総合センター長			又は教育総合センター長
2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。 (事案決定への関与)			2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。 (事案決定への関与)		
第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。			第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。		
教育長が決定する事案	主管に係る部長（以下「主管部長」という。）、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育長が決定する事案	主管に係る部長（以下「主管部長」という。）、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議	課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。			2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。		
3 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。			3 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。		

改正後	改正前				
<p>4 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の主管部長又は主管課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p>	<p>4 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案の主管部長又は主管課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 526 407 662">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 526 1066 662">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 526 1402 662">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 526 2065 662">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
委員会及び教育長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 662 407 798">教育政策・生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 662 1066 798">学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 662 1402 798">教育政策・生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 662 2065 798">学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
教育政策・生涯学習部長が決定する事案	学校教育部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 798 407 933">学校教育部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 798 1066 933">教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 798 1402 933">学校教育部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 798 2065 933">教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
学校教育部長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、教育総合センター長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 933 407 1069">教育総合センター長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 933 1066 1069">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 933 1402 1069">教育総合センター長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 933 2065 1069">教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長
教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
教育総合センター長が決定する事案	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育監、参事、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1069 407 1165">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 1069 1066 1165">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 1069 1402 1165">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="1402 1069 2065 1165">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長				
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長				
<p>6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p>（事案の決定関与の臨時代行）</p>	<p>6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p>（事案の決定関与の臨時代行）</p>				
<p>第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げ</p>	<p>第7条 前条の規定により次の表の左欄に掲げる者の同表中欄に掲げ</p>				

改正後			改正前		
<p>る審議、審査又は協議（以下「決定関与」という。）の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。</p>			<p>る審議、審査又は協議（以下「決定関与」という。）の対象とされた事案について至急に決定関与を行う必要がある場合であって、当該事案について決定関与を行う者が不在であるときは、同表右欄に掲げる者が決定関与を行うものとする。</p>		
部長	審議	当該事案を主管する課長	部長	審議	当該事案を主管する課長
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長		協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長
課長	審議	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあっては、主管係長又は担任の担当係長）	課長	審議	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐を指定していない課にあっては、主管係長又は担任の担当係長）
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担任する係長又は担当係長		協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管し、又は担任する係長又は担当係長
係長及び担当係長	審議	主管課長があらかじめ指定する者	係長及び担当係長	審議	主管課長があらかじめ指定する者
	協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者		協議	当該事案について直接影響を受ける事務を主管する課長があらかじめ指定する者
教育総務課長	審査	教育総務課調整係長	教育総務課長	審査	教育総務課調整係長
	協議	教育総務課調整係長		協議	教育総務課調整係長
教育総務課調整係長	審査	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）	教育総務課調整係長	審査	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）
	協議	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）		協議	教育計画・事務調整担当係長（教育計画・事務調整担当係長が不在であるときは経理係長）
文書主任	審査	当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらか	文書主任	審査	当該事案を主管する課長が文書事務をつかさどる職員のうちからあらか

改正後		改正前	
	じめ指定する者		じめ指定する者
(事案の決定関与者)		(事案の決定関与者)	
第7条の2 前2条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。		第7条の2 前2条の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。	
(事案の決定権者)		(事案の決定権者)	
第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。		第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。	
2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。		2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。	
3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。		3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。	
4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。		4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。	
5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知する		5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知する	

改正後	改正前
<p>ものとする。 (複合的決定事案の処理)</p> <p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p> <p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないと認めるときは、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委訓令甲第17号) この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月25日世教委訓令甲第1号)</p>	<p>ものとする。 (複合的決定事案の処理)</p> <p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p> <p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないと認めるときは、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委訓令甲第17号) この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月25日世教委訓令甲第1号)</p>

改正後	改正前
<p>この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）</p> <p>この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号）</p> <p>この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号）</p> <p>この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号）</p> <p>この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）</p> <p>この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号）</p> <p>この訓令は、令和3年12月20日から施行する。</p>	<p>この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）</p> <p>この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号）</p> <p>この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）</p> <p>この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）</p> <p>この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号）</p> <p>この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号）</p> <p>この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）</p> <p>この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年12月10日世教委訓令甲第12号）</p> <p>この訓令は、令和3年12月20日から施行する。</p>

改正後					改正前				
附 則（令和5年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 別表（第2条関係） 1 共通事案					附 則（令和5年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、令和5年4月1日から施行する。 別表（第2条関係） 1 共通事案				
件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長決定	課長決定	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長、学校教育部長又は教育総合センター長決定	課長決定
1 教育行政の運営に関すること。	1 教育行政の運営に関する一般方針を確定すること。				1 教育行政の運営に関すること。	1 教育行政の運営に関する一般方針を確定すること。			
2 事務事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。	1 事務事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。		2 事務事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。	1 事務事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。	

改正後						改正前					
3	教育委員会の議案に関すること。	と。	1	教育委員会決定事案について教育委員会に議案を提出すること。		3	教育委員会の議案に関すること。	と。	1	教育委員会決定事案について教育委員会に議案を提出すること。	
4	庁議に関すること。			1	庁議への付議要求を行うこと。	4	庁議に関すること。		1	庁議への付議要求を行うこと。	
5	附属機関に関すること。	1	附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。			5	附属機関に関すること。	1	附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。		
6	文書等の管理に関すること。			1	文書等を収受すること。	6	文書等の管理に関すること。			1	文書等を収受すること。
				2	文書の保存期間を決定すること。					2	文書の保存期間を決定すること。

改正後					改正前				
				<p>3 保管文書の置換えを行うこと。</p> <p>4 保存文書の廃棄の決定をすること。</p> <p>5 電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。</p> <p>1 行政情報の開示の可否を決定すること。</p>					<p>3 保管文書の置換えを行うこと。</p> <p>4 保存文書の廃棄の決定をすること。</p> <p>5 電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。</p> <p>1 行政情報の開示の可否を決定すること。</p>
7 情報公開に関すること。				1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。		7 情報公開に関すること。			1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。
8 個人情報保護に関すること。						8 個人情報保護に関すること。			
9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関する	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事			9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関する	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事

改正後						改正前					
	ること。	又は改廃を行うこと。		案を除く。)			ること。	又は改廃を行うこと。		案を除く。)	
			2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。						2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。		
10	契約書、協定書、覚書等に関すること。	1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類す	1 重要な契約書等を取り交わすこと。	1 契約書等を取り交わすこと。		10	契約書、協定書、覚書等に関すること。	1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類す	1 重要な契約書等を取り交わすこと。	1 契約書等を取り交わすこと。	

改正後						改正前					
		る文書 (以下 この項 において「契 約書 等」と い う。) を取り 交わす こと。						る文書 (以下 この項 において「契 約書 等」と い う。) を取り 交わす こと。			
11	証明 に關す ること。				1 証明を行 い、又は公 簿等の閲覽 をさせるこ と。	11	証明 に關す ること。				1 証明を行 い、又は公 簿等の閲覽 をさせるこ と。
12	告示 等に関 すること。	1 特に 重要な 事項に 關する 告示、 公告及 び公示 送達 (以下 この項 におい	1 重要な 事項に 關する 告示等 をする こと(教 育政策・ 生涯学習 部長、学 校教育部 長及び教 育総合セ	1 定例的で 重要な 事項に 關する 告示等 をする こと。	1 定例的な 事項(教 育政策・ 生涯学習 部長、学 校教育部 長及び教 育総合セ ンター長 決定事 案を除 く。)及び 軽易な事項	12	告示 等に関 すること。	1 特に 重要な 事項に 關する 告示、 公告及 び公示 送達 (以下 この項 におい	1 重要な 事項に 關する 告示等 をする こと(教 育政策・ 生涯学習 部長、学 校教育部 長及び教 育総合セ	1 定例的で 重要な 事項に 關する 告示等 をする こと。	1 定例的な 事項(教 育政策・ 生涯学習 部長、学 校教育部 長及び教 育総合セ ンター長 決定事 案を除 く。)及び 軽易な事項

改正後						改正前					
		て「告示等」という。）をすること。	ンター長決定事案を除く。）。		に関する告示等をする			て「告示等」という。）をすること。	ンター長決定事案を除く。）。		に関する告示等をする
13	報告等に関する	1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	1 定例的な事項（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	13	報告等に関する	1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等	1 定例的な事項（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等

改正後				改正前			
14 幹部 職員の 服務に 関する こと。		1 教育政 策・生涯 学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の出張を 命ずるこ と。 2 教育政 策・生涯 学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の休暇を 承認し、 又は職務 に専念す る義務を 免除する こと。	1 課長及び これと同等 の職にある 者（以下こ の項におい て「課長 等」とい う。）の出 張を命ずる こと。 2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除するこ と。	14 幹部 職員の 服務に 関する こと。		1 教育政 策・生涯 学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の出張を 命ずるこ と。 2 教育政 策・生涯 学習部 長、学校 教育部 長、教育 総合セン ター長及 び教育監 の休暇を 承認し、 又は職務 に専念す る義務を 免除する こと。	1 課長及び これと同等 の職にある 者（以下こ の項におい て「課長 等」とい う。）の出 張を命ずる こと。 2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除するこ と。

改正後				改正前			
15 一般 職員の サービスに 関すること。			<p>1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。</p> <p>2 課に属する一般職員の出張を命ずること。</p> <p>3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p>	15 一般 職員の サービスに 関すること。			<p>1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。</p> <p>2 課に属する一般職員の出張を命ずること。</p> <p>3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p>
16 職員 配置に 関すること。		1 係長、担当係長及び主査を除く		16 職員 配置に 関すること。		1 係長、担当係長及び主査を除く	

改正後						改正前					
に関する こと。						に関する こと。					
18 請負 契約、 委託契 約又は 受託契 約を伴 う事務 及び事 業に関 すること。		1 予定価 格（長期 継続契約 の場合 は、年 額。以下 この項に おいて同 じ。）が 90,000,00 0円以上 180,000,0 00円未満 の請負契 約、委託 契約又は 受託契約 を伴う事 務及び事 業（以下 この項に おいて 「請負事 業等」と いう。）	1 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を行 うこと。	1 予定価格 が 2,000,000 円未満の請 負事業等を行 うこと。		18 請負 契約、 委託契 約又は 受託契 約を伴 う事務 及び事 業に関 すること。		1 予定価 格（長期 継続契約 の場合 は、年 額。以下 この項に おいて同 じ。）が 90,000,00 0円以上 180,000,0 00円未満 の請負契 約、委託 契約又は 受託契約 を伴う事 務及び事 業（以下 この項に おいて 「請負事 業等」と いう。）	1 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を行 うこと。	1 予定価格 が 2,000,000 円未満の請 負事業等を行 うこと。	

改正後						改正前					
			を行うこと。						を行うこと。		
19	物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。		1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「借入事業等」と	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。		19	物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。		1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「借入事業等」と	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。

改正後						改正前							
			いう。)を行うこと。						いう。)を行うこと。				
				2 予定価格が 2,000,000円以上 90,000,000円未満の物件の借入事業等を行うこと。					2 予定価格が 2,000,000円以上 90,000,000円未満の物件の借入事業等を行うこと。				
				3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。					3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。				
20	契約の変更を伴う事務及び事業の変更に関すること。	1	変更前の契約金額（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が	1	変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買	1	変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買	1	変更前の契約金額（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が	1	変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買	1	変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買
				入事業を行うこと（教			入事業を行うこと（教						

改正後				改正前					
		90,000,000円未満で、変更後の予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項に	入契約を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。			90,000,000円未満で、変更後の予定価格（長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項に	入契約を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）。	育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）。

改正後						改正前					
			<p>において「請負事業等」という。)を行うこと。</p>	<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。</p>	<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）。</p>				<p>において「請負事業等」という。)を行うこと。</p>	<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。</p>	<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと（教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案を除く。）。</p>
				<p>3 変更前の契約金額が2,000,000</p>					<p>3 変更前の契約金額が2,000,000</p>		

改正後					改正前				
				円未満で、 変更後の予 定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を 行うこと。					円未満で、 変更後の予 定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を 行うこと。
21	契約 の締結 等に関 すること。			<p>1 世田谷区 契約事務規 則第74条の 規定に基づ き契約締結 を契約担当 者に請求す ること。</p> <p>2 課の事務 に係る予定 価格（長期 継続契約の 場合は、年 額）が <u>1,000,000</u> <u>円</u>以下の契 約（工事請 負契約及び ガソリンの</p>	21	契約 の締結 等に関 すること。			<p>1 世田谷区 契約事務規 則第74条の 規定に基づ き契約締結 を契約担当 者に請求す ること。</p> <p>2 課の事務 に係る予定 価格（長期 継続契約の 場合は、年 額）が <u>500,000円</u> 以下の契約 （工事請負 契約及びガ ソリンの単</p>

改正後					改正前					
				単価契約を除く。)を締結し、又は変更すること。					単価契約を除く。)を締結し、又は変更すること。	
22	収入及び支出に関すること。		1	1 60,000,000円以上の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。)	1 60,000,000円未満の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを含む。)	22	収入及び支出に関すること。		1	1 60,000,000円以上の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。)
				2 歳入調定を行うこと。	2 歳入調定を行うこと。					2 歳入調定を行うこと。
				3 使用料等の督促を行うこと。	3 使用料等の督促を行うこと。					3 使用料等の督促を行うこと。
				4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区	4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区					4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区

改正後					改正前						
23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	一の該当者につき 2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金 (以下この項において「補助金等」という。)を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1	一の該当者につき 200,000円以上 2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	分を通知すること。	23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	一の該当者につき 2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金 (以下この項において「補助金等」という。)を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1	一の該当者につき 200,000円以上 2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	分を通知すること。
	2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為	2	1,000,000円以上 40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を			2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為	2	1,000,000円以上 40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を	

改正後						改正前					
			(申請、協定、賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。	行うこと。					(申請、協定、賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。	行うこと。	
			3 1,000,000円以上の寄附金を受領すること。	3 500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。	3 500,000円未満の寄附金を受領すること。				3 1,000,000円以上の寄附金を受領すること。	3 500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。	3 500,000円未満の寄附金を受領すること。
24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権(強制徴収に		1 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案以外の債権の徴収	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと(教育長決定事案を除く。)	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。	24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権(強制徴収に		1 教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び教育総合センター長決定事案並びに課長決定事案以外の債権の徴収	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと(教育長決定事案を除く。)	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。

改正後						改正前					
	より徴収する債権を除く。)の免除等に関すること。		停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。				より徴収する債権を除く。)の免除等に関すること。		停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。		
25	損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。	25	損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。
26	教育財産の管理に	1	教育財産の取得の申出を	1	教育財産の所属換を行うこと。	26	教育財産の管理に	1	教育財産の取得の申出を	1	教育財産の所属換を行うこと。

改正後						改正前					
	関すること。		行うこと。		2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。		関すること。		行うこと。		2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合に限る。）。
27	審査請求に関すること。	1 審査請求の裁決をすること。 2 弁明書を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び	27	審査請求に関すること。	1 審査請求の裁決をすること。 2 弁明書を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。	1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育政策・生涯学習部長、学校教育部長及び

改正後					改正前				
				教育総合センター長決定事案の処分に係るものを除く。)を提出すること。					教育総合センター長決定事案の処分に係るものを除く。)を提出すること。
28	使用料の減免等に関する		1 世田谷区行政財産使用料条例(以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。		28	使用料の減免等に関する		1 世田谷区行政財産使用料条例(以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。	
	こと。		2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定するこ			こと。		2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定するこ	

改正後					改正前					
29	教育委員会後援名義の使用の承認に関すること。			と。 1 使用を承認すること。		29	教育委員会後援名義の使用の承認に関すること。			と。 1 使用を承認すること。
30	電話に関すること。			1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。 2 加入電話の移設手続を行うこと。		30	電話に関すること。			1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。 2 加入電話の移設手続を行うこと。
31	表彰に関すること。	1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。 2 国及び東京都が行う表彰の候補者		1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。		31	表彰に関すること。	1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。 2 国及び東京都が行う表彰の候補者		1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。

改正後						改正前					
			を推薦すること。						を推薦すること。		
2 教育政策・生涯学習部長専管事案						2 教育政策・生涯学習部長専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育政策・生涯学習部長決定	課長決定
教育総務課	1 教育長の職務に関すること。	1 教育長の長期出張を命ずること。				教育総務課	1 教育長の職務に関すること。	1 教育長の長期出張を命ずること。			
	2 予算、決算及び会計に関すること。		1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。	1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。	1 歳入科目新設申請書を提出すること。		2 予算、決算及び会計に関すること。		1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。	1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。	1 歳入科目新設申請書を提出すること。
			2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。	2 歳出予算の配当申請書を提出すること。				2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。	2 歳出予算の配当申請書を提出すること。

改正後						改正前						
				3 歳出予算の執行委任を行うこと。	と。 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。					3 歳出予算の執行委任を行うこと。	と。 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。	
				4 配当予算の費目の流用を部内で行うこと。						4 配当予算の費目の流用を部内で行うこと。		
				5 配当予算の費目の流用を他の部との間で行う申請をすること。						5 配当予算の費目の流用を他の部との間で行う申請をすること。		
				6 予備費の充用の申請をすること。						6 予備費の充用の申請をすること。		
				7 収支状況等に関する実績						7 収支状況等に関する実績		

改正後						改正前						
				報告書を作成し、及び提出すること。						報告書を作成し、及び提出すること。		
				8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、及び提出すること。						8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、及び提出すること。		
				9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。						9 事故繰越見積書及び事故繰越調書を作成し、及び提出すること。		
3 事務局職員の人事に関すること。	1 課長及びこれに準ずる職以上の職にあ	1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。	1 職員の充員を申請すること。	1 充員職員の変更を申請すること。		3 事務局職員の人事に関すること。	1 課長及びこれに準ずる職以上の職にあ	1 係長、担当係長及び主査の配置を行うこと。	1 職員の充員を申請すること。	1 充員職員の変更を申請すること。		

改正後						改正前							
			る者 (以下 この項 において「幹 部職 員」と い う。) の配置 を行う こと。						る者 (以下 この項 において「幹 部職 員」と い う。) の配置 を行う こと。				
		2 幹部 職員の 事務の 取扱者 又は代 理者を 命ずる こと。	2 職員を 法令等に 定める職 に任命 し、指定 し、又は 解除する こと。		2 現員 及び職 員の異 動状況 等を報 告する こと。			2 幹部 職員の 事務の 取扱者 又は代 理者を 命ずる こと。	2 職員を 法令等に 定める職 に任命 し、指定 し、又は 解除する こと。			2 現員 及び職 員の異 動状況 等を報 告する こと。	
			3 事務所 の所長の 事務の取 扱者を命 ずること。 と。		3 幹部 職員の 勤怠に ついて 報告す ること。 と。			3 事務所 の所長の 事務の取 扱者を命 ずること。 と。	3 事務所 の所長の 事務の取 扱者を命 ずること。 と。			3 幹部 職員の 勤怠に ついて 報告す ること。 と。	
					4 職員							4 職員	

改正後						改正前					
		7 公印に関すること。			2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定を通知すること。			7 公印に関すること。			2 個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否の決定を通知すること。
		8 計画に関すること。	1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。		1 公印の新調、改刻又は使用廃止を行うこと。			8 計画に関すること。	1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。		1 公印の新調、改刻又は使用廃止を行うこと。

改正後					改正前				
9 組織に関すること。	1 組織の改正について区長に協議すること。				9 組織に関すること。	1 組織の改正について区長に協議すること。			
10 広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。		10 広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。	
		2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。					2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。		
11 契約に関すること。	1 予定価格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合	1 予定価格が <u>1,000,000円</u> を超え	1 予定価格が <u>2,000,000円</u> 以下の工事請負契約を締結すること		11 契約に関すること。	1 予定価格（物件の賃借の場合は賃借料の年額又は総額とし、長期継続契約の場合	1 予定価格が <u>500,000円</u> を超え	1 予定価格が <u>500,000円</u> 以下の工事請負契約を締結すること。	
		12,000,000円未満の契約					12,000,000円未満の契約（不動産の賃借契		

改正後					改正前										
			<p>合は年額とする。以下この項において同じ。)が12,000,000円以上20,000,000円未満の契約(不動産の賃貸契約を除く。)を締結すること。</p> <p>2 予定価格が3,000,000円以上5,000,000円以下の不動産の賃貸契約を締結すること。</p>	<p>の賃貸契約を除く。)を締結すること(収入の原因となるものを除く。)</p> <p>2 予定価格が3,000,000円未満の不動産の賃貸契約を締結すること。</p>	と。					<p>合は年額とする。以下この項において同じ。)が12,000,000円以上20,000,000円未満の契約(不動産の賃貸契約を除く。)を締結すること。</p> <p>2 予定価格が3,000,000円以上5,000,000円以下の不動産の賃貸契約を締結すること。</p>	<p>約を除く。)を締結すること(収入の原因となるものを除く。)</p> <p>2 予定価格が3,000,000円未満の不動産の賃貸契約を締結すること。</p>				

改正後						改正前									
			<p>3 予定価格が 500,000 円以下の物品を売却すること。</p> <p>4 予定価格が 300,000 円以下の行政財産の貸付け及び地上権の設定をすること。</p>							<p>3 予定価格が 300,000 円以下の物品を売却すること。</p> <p>4 予定価格が 300,000 円以下の行政財産の貸付け及び地上権の設定をすること。</p>					
12	教育財産の管理に関すること。	1	教育財産の用途変更又は用途廃止をすること。	1	教育財産総括主任及び管理主任を任免すること。	1	管理財産について報告を徴すること。	12	教育財産の管理に関すること。	1	教育財産の用途変更又は用途廃止をすること。	1	教育財産総括主任及び管理主任を任免すること。	1	管理財産について報告を徴すること。
				2	管理財産について必要な措置を求めること。	2	教育財産に係る火災保険に加入					2	管理財産について必要な措置を求めること。	2	教育財産に係る火災保険に加入

改正後						改正前						
					と。	すること。					と。	すること。
					3 教育財産台帳を管理すること。	3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。					3 教育財産台帳を管理すること。	3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。
					4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。）。						4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。）。	
					5 教育財産を引き継ぐこと。						5 教育財産を引き継ぐこと。	

改正後						改正前					
学校 健康 推進 課	1 学校 保健衛 生に関 すること。			1 健康診 断を実施 すること。	1 各種 予防接 種の手 続をす ること。	学校 健康 推進 課	1 学校 保健衛 生に関 すること。			1 健康診 断を実施 すること。	1 各種 予防接 種の手 続をす ること。
	2 独立 行政法 人日本 スポー ツ振興 センターの災 害共済 給付に 関すること。				1 給付 金の支 払請求 の手続 をす ること。		2 独立 行政法 人日本 スポー ツ振興 センターの災 害共済 給付に 関すること。				1 給付 金の支 払請求 の手続 をす ること。
	3 学校 給食に 関すること。	1 学校 給食に 関する 基本的 な方針 を決定 すること。	1 学校給 食の開 設及び 廃止を すること。		1 学校 給食設 備台帳 を作成 すること。			3 学校 給食に 関すること。	1 学校 給食に 関する 基本的 な方針 を決定 すること。	1 学校給 食の開 設及び 廃止を すること。	
					2 学校 給食実 態調査						2 学校 給食実 態調査

改正後						改正前					
	(削除)				表を作成すること。 3 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。						表を作成すること。 1 学校給食調理場において使用する給食物資の供給契約を締結すること。
	4 学校給食調理場運営審議会に関すること。		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。			5 学校給食調理場運営審議会に関すること。		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。	
施設 計画 課	1 区立学校の適正配置等に関すること。	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。				教育 環境 課	1 区立学校の適正配置等に関すること。	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。			

改正後				改正前			
	(削除)		(削除)			2 区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査に関すること。	1 区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。
			(削除)				2 施設台帳を作成すること。
	2 学校教育施設の用地取得及び財産処理等に関すること。		1 学校教育施設の用地取得及び財産処理等に関すること。			3 学校教育施設の用地取得に関すること。	1 学校教育施設の用地取得をすること。
	3 学校		1 学校教			4 学校	1 学校教

改正後						改正前								
		<u>教育施設の計画及び整備方針に関すること。</u> (削除)			<u>育施設の計画及び整備方針策定を行うこと。</u> (削除)					教育施設の建設に関すること。				育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。
										5 学校教育施設の整備に関すること。				1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。
施設整備課	1	区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査に関すること。			1	区立幼稚園及び区立認定こども園並びに区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。								

改正後						改正前					
		2 学校教育施設の整備に関すること。 3 学校教育施設の建設に関すること。			2 施設台帳を作成すること。 1 学校教育施設の改修及び維持管理等を行うこと。 1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。						
生涯学習課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。		生涯学習課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。	

改正後						改正前							
		定すること。						定すること。					
	2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。						2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。				
	3 青少年委員に関すること。		1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 青少年委員に対する指導事項を決定すること。			3 青少年委員に関すること。		1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 青少年委員に対する指導事項を決定すること。	
	4 青少年教育に関すること。			1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。			4 青少年教育に関すること。			1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。	
	5 成人教育に関すること。			1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。			5 成人教育に関すること。			1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。	

改正後				改正前					
			と。				と。		
6	社会教育施設の管理運営に関すること。	1	社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。		6	社会教育施設の管理運営に関すること。	1	社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。	
7	郷土資料館に関すること。	1	郷土資料館運営委員を委嘱すること。	1	郷土資料館運営委員会を開催すること。	7	郷土資料館に関すること。	1	郷土資料館運営委員を委嘱すること。
				2	郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。			2	郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。
8	社会教育関係団体の支援に関する	1	指導育成及び助言を行うこと。	1	指導育成及び助言を行うこと。	8	社会教育関係団体の支援に関する	1	指導育成及び助言を行うこと。

改正後						改正前							
		ること。						ること。					
		9 文化の振興に関すること。			2 講師派遣を決定すること。			9 文化の振興に関すること。					2 講師派遣を決定すること。
		10 福祉教育及び障害者学級に関すること。		1 文化祭を開催すること。				10 福祉教育及び障害者学級に関すること。		1 文化祭を開催すること。			1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。
				1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。					1 障害者教育の計画を策定すること。			2 障害者学級を開設すること。
					2 障害者学級を開設すること。								3 障害者学級運営者
					3 障害者学級運営者								

改正後						改正前					
		11 文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。	1 指定文化財の現状変更を許可すること。	を委嘱すること。			11 文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。	1 指定文化財の現状変更を許可すること。	を委嘱すること。
			2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。	2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。	2 指定文化財の修理の届出を受けすること。				2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。	2 指定文化財の修理の届出を受けすること。	
				3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。	3 指定文化財の所在の変更の届出を受けすること。				3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。	3 指定文化財の所在の変更の届出を受けすること。	
				4 寄贈品	4 指定				4 寄贈品	4 指定	

改正後						改正前						
				を受領すること。	文化財の現状を調査すること。					を受領すること。	文化財の現状を調査すること。	
					5 軽易な諸行事を開催すること。						5 軽易な諸行事を開催すること。	
	12 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。		12 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。	
				2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	2 事前協議等を指導すること。				2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	2 事前協議等を指導すること。		
					3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。					3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。		
3	学校教育部長専管事案						3	学校教育部長専管事案				

改正後						改正前					
	件名	委員会決定	教育長決定	学校教育部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	学校教育部長決定	課長決定
学校職員課	1 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）の人事に関する事			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。	学校職員課	1 学校職員（教職員を除く。以下同じ。）の人事に関する事			1 学校職員の配置を行うこと。	1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。
	2 教職員（学校栄養職員及			2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。		2 教職員（学校栄養職員及			2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。
				3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。					3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。
			1 教職員の勤務評定を決定	1 教職員の配置について内申を行う	1 教職員の兼業を許可すること。				1 教職員の勤務評定を決定	1 教職員の配置について内申を行う	1 教職員の兼業を許可すること。

改正後						改正前							
		び事務職員に限る。以下この項において同じ。)の人事に関すること。		すること。	こと。			び事務職員に限る。以下この項において同じ。)の人事に関すること。		すること。	こと。		
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		3 幼稚園教職員の人事に関すること。	1 園長及び副園長を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の配置を決定すること。	1 幼稚園教職員(園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除	

改正後							改正前						
			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				2 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2 園長及び副園長の配置を決定すること。	2 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。	2 幼稚園教職員（園長を除く。）の兼業を許可すること。
				(削除)	(削除)						3 園長及び副園長のサービスを報告すること。	3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）のサービスを報告すること。	
					(削除)							4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。	
					(削除)							5 園長の	

改正後						改正前					
		<u>幼稚園及び区立学校における働き方改革に関すること。</u>	<u>幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する計画及び特に重要な事項を決定すること。</u>	<u>幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する定例的で重要な事項を決定すること。</u>	<u>幼稚園及び区立学校における働き方改革に関する定例的な事項を決定すること。</u>						
				<u>2 教育事務センターに係る重要な事項を決定すること。</u>	<u>2 教育事務センターに係る定例的な事項を決定すること。</u>						
5	学校職員の共済組合に関すること。				1 組合員原票を送付すること。 2 給付事由を認証するこ	5	学校職員の共済組合に関すること。				1 組合員原票を送付すること。 2 給付事由を認証するこ

改正後						改正前					
		6 学校 職員の 互助組 合に関 するこ と。			と。 1 組合員 原票を送 付するこ と。 2 給付事 由を認証 するこ と。			6 学校 職員の 互助組 合に関 するこ と。			と。 1 組合員 原票を送 付するこ と。 2 給付事 由を認証 するこ と。
		7 学校 職員及 び幼稚 園教職 員の公 務災害 補償に 関する こと。			1 公務災 害補償の 決定請求 を進達す ること。			7 学校 職員及 び幼稚 園教職 員の公 務災害 補償に 関する こと。			1 公務災 害補償の 決定請求 を進達す ること。
		8 教職員 及び学 校職員 の職員 相談に 関する こと。			1 教職員 及び学校 職員の職 員相談に 係る計画 を策定す ること。			8 教職員 及び学 校職員 の職員 相談に 関する こと。			1 教職員 及び学校 職員の職 員相談に 係る計画 を策定す ること。
		9 教職員 及び	1 衛生管 理者の任		1 教職員 及び学校			9 教職員 及び	1 衛生管 理者の任		1 教職員 及び学校

改正後						改正前					
		学校職員の衛生管理に関すること。		免に関すること。 2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。	職員の健康診断を実施すること。			学校職員の衛生管理に関すること。		免に関すること。 2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。	職員の健康診断を実施すること。
	10	教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。		1 被服の貸与をすること。 2 貸与期間を伸縮すること。	1 貸与品の使用の状況を調査すること。			10 教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。		1 被服の貸与をすること。 2 貸与期間を伸縮すること。	1 貸与品の使用の状況を調査すること。
	11	教職員及び学校職員の給与に関すること。		1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。				11 教職員及び学校職員の給与に関すること。		1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。	
教育指導課	1	教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。			教育指導課	1	教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。

改正後						改正前								
		2 教科書採択及び無償給与に関すること。	1 教科書を採択すること。	と。 1 採択結果を報告すること。				2 教科書採択及び無償給与に関すること。	1 教科書を採択すること。	と。 1 採択結果を報告すること。				1 教科書需要数を報告すること。
		3 教材に関すること。	1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。	1 準教科書の使用を承認すること。 2 使用教材届を受理すること。				3 教材に関すること。	1 特に重要な準教科書の使用を承認すること。	1 準教科書の使用を承認すること。 2 使用教材届を受理すること。				
		4 教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案			4 教科領域等の指導に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案			1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（学校教育部長決定事案を除く。）及

改正後						改正前						
		<u>く。)</u> の人事 に関する こと。	と。	報告す ること。	こと。 及び慶弔 休暇と休 業期間中 の年次有 給休暇を 接続させ る海外旅 行を除 く。)を 許可する こと。			<u>おいて 同 じ。)</u> の人事 に関する こと。	と。	報告す ること。	く。)の 配置につ いて内申 を行うこ と。	海外旅行 (休業期 間中の海 外旅行及 び慶弔休 暇と休業 期間中の 年次有給 休暇を接 続させる 海外旅行 を除 く。)を 許可する こと。
		<u>2 園長 及び副園 長を任免 するこ と。</u>	<u>2 園長 及び副園 長を除 く。)を 任免す ること。</u>	<u>2 幼稚園 教職員 (園長及 び副園長 を除 く。)の 配置を決 定するこ と。</u>	<u>2 幼稚園 教職員 (園長を 除く。)の 海外旅 行(休業 期間中の 海外旅行 及び慶弔 休暇と休 業期間中 の年次有 給休暇を</u>			2 教職員 (学 校栄養 職員及 び事務 職員を 除 く。)の 勤務 評定を 決定す ること。		2 教職員 (校長及 び副校長 を除 く。)の 非行及び 事故発生 について 報告する こと。	2 教職員 (校長、 学校栄養 職員及び 事務職員 を除 く。)の 兼業を許 可するこ と。	

改正後						改正前						
			<p><u>3 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。</u></p>	<p><u>3 園長及び副園長の配置を決定すること。</u></p>	<p><u>3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の分限及び懲戒を決定すること。</u></p>	<p><u>3 教職員（校長、園長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の兼業を許可すること。</u></p>						
				<p><u>4 園長及び副園長のサービスを報告すること。</u></p>	<p><u>4 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）のサービスを報告すること。</u></p>							
			<p><u>5 教職員（学校栄養</u></p>		<p><u>5 教職員（校長及び副校長</u></p>							

改正後					改正前				
			職員及び事務職員を除く。)の勤務評定を決定すること。	を除く。)の非行及び事故発生について報告すること。					
				<u>6 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</u>					
				<u>7 校長及び園長の出張を命ずること。</u>				<u>3 校長の出張を命ずること。</u>	
				<u>8 校長及び園長の海外旅行を許可すること。</u>				<u>4 校長の海外旅行を許可すること。</u>	
				<u>9 校長及び園長の休暇を承</u>				<u>5 校長の休暇を承認し、又</u>	

改正後					改正前					
				<p>認し、又は職務専念義務を免除すること。</p> <p><u>10</u> 校長及び園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>					<p>は職務専念義務を免除すること。</p> <p><u>6</u> 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>	
学務課	<p>1 教材、教具及び管理備品に関すること。</p> <p>2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。</p>		<p>1 就学援助費支給要綱を制定すること。</p>	<p>1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。</p>	1 教材、教具及び管理備品を整備すること。		学務課	<p>1 教材、教具及び管理備品に関すること。</p> <p>2 就学援助費及び就学奨励費に関すること。</p>	<p>1 就学援助費支給要綱を制定すること。</p> <p>1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。</p>	1 教材、教具及び管理備品を整備すること。

改正後				改正前			
	3 連合行事に関するすること。		1 連合行事を開催すること。		3 連合行事に関すること。		1 連合行事を開催すること。
	4 移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。		4 移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。
	5 河口湖林間学園に関すること。		1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。	1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。	5 河口湖林間学園に関すること。		1 河口湖林間学園の施設の利用を承認すること。
	6 就学に関すること。		1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。	1 指定校の変更を許可すること。	6 就学に関すること。		1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。
				2 区域外就学を承諾すること。			2 区域外就学を承諾すること。

改正後						改正前					
		童及び生徒の教育に関する こと。 10 学校基本調査に関する こと。			徒適応学級の運営を すること。			童及び生徒の教育に関する こと。 10 学校基本調査に関する こと。			徒適応学級の運営を すること。
地域 学校 連携 課	1 学校運営協議会に関する こと。 2 放課後の遊び場対策及び 区立学校の遊び場開放事業 に関する こと。	1 学校運営協議会の設置に 関すること。	1 学校運営協議会委員の任 免に関する こと。	1 遊び場開放運営委員会の指 導方針を策定する こと。	1 遊び場開放に係る研修会 を実施する こと。	地域 学校 連携 課	1 学校運営協議会に関する こと。 2 放課後の遊び場対策及び 区立学校の遊び場開放事業 に関する こと。	1 学校運営協議会の設置に 関すること。	1 学校運営協議会委員の任 免に関する こと。	1 遊び場開放運営委員会の指 導方針を策定する こと。	1 遊び場開放に係る研修会 を実施する こと。

改正後						改正前					
				2 遊び場 開放運営 委員会の 運営の支 援を行う こと。						2 遊び場 開放運営 委員会の 運営の支 援を行う こと。	
3 区内 大学等 との教 育活動 に係る 連携に 関する こと。	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 特に重 要な協 定に関 すること。	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 協定に 関する こと。	1 区内大 学等との 教育活動 に係る協 議会を実 施するこ と。	1 区内大 学等との 教育活動 に係る協 定等に基 づく事業 を調整す ること。		3 区内 大学等 との教 育活動 に係る 連携に 関する こと。	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 特に重 要な協 定に関 すること。	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 協定に 関する こと。	1 区内大 学等との 教育活動 に係る協 議会を実 施するこ と。	1 区内大 学等との 教育活動 に係る協 定等に基 づく事業 を調整す ること。	
4 区立 中学校 の部活 動への 支援及 び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 に関する こと。		1 区立 中学校 の部活 動への 支援及 び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 の基本 方針に 関する こと。	1 区立中 学校の部 活動への 支援及び 区立中 学校の部 活動の地 域移行の 実施方針 に関する こと。	1 区立中 学校の部 活動への 支援を行 うこと。		4 区立 中学校 の部活 動への 支援及 び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 に関する こと。		1 区立 中学校 の部活 動への 支援及 び区立 中学校 の部活 動の地 域移行 の基本 方針に 関する こと。	1 区立中 学校の部 活動への 支援及び 区立中 学校の部 活動の地 域移行の 実施方針 に関する こと。	1 区立中 学校の部 活動への 支援を行 うこと。	

改正後							改正前						
		と。		関すること。		2 区立中学校の部活動の地域移行に係る事業を実施すること。			と。		関すること。		2 区立中学校の部活動の地域移行に係る事業を実施すること。
	5	区立小学校のスポーツ教室に関すること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。		5	区立小学校のスポーツ教室に関すること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。
	6	区立学校施設の利用調整に関すること。				1 区立学校施設の使用を承認すること。		6	区立学校施設の利用調整に関すること。				1 区立学校施設の使用を承認すること。
	7	総合型地域スポーツ			1 総合型地域スポーツ・文			7	総合型地域スポー		1 総合型地域スポー		

改正後						改正前					
		ツ・文化クラブに関すること。			化クラブの支援の実施に関する計画を策定すること。			ツ・文化クラブに関すること。			化クラブの支援の実施に関する計画を策定すること。
4 教育総合センター長専管事案						4 教育総合センター長専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育総合センター長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育総合センター長決定	課長決定
教育相談課	1 教育総合センターの維持管理に関すること。				1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。	教育相談課	1 教育総合センターの維持管理に関すること。				1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。
	2 教育相談事業の計画及び運営に関すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること	1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項（教育総合センター長決定事案を除く）		2 教育相談事業の計画及び運営に関すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること	1 教育相談事業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること。	1 教育相談事業の計画及び運営に係る定例的な事項（教育総合センター長決定事案を除く）

改正後					改正前						
		と。	(教育総合センター長決定事案を除く。)		と。	(教育総合センター長決定事案を除く。)		と。	(教育総合センター長決定事案を除く。)		
3	教育相談室に関すること。			1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。	2 相談案件の受理及び相談の終了を決定すること。	3	教育相談室に関すること。	1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。	2 相談案件の受理及び相談の終了を決定すること。
4	スクールカウンセラー事業に関すること。			1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定す	1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定		4	スクールカウンセラー事業に関すること。	1 スクールカウンセラー事業の実施に係る重要な事項を決定す	1 スクールカウンセラー事業の実施に係る定例的な事項を決定	

改正後						改正前									
	6	ほっとスクール事業に関するすること。			1 ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。			6	ほっとスクール事業に関するすること。			1 ほっとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほっとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。	
	7	教育相談に係る教職員研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。			7	教育相談に係る教職員研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。	
教育DX推進担当	1	教育の情報化の推進に係	1	教育の情報化の推進に関	1	教育の情報化の推進に関			教育DX推進担当	1	教育の情報化の推進に係	1	教育の情報化の推進に関	1	教育の情報化の推進に関

改正後						改正前					
課	る計画に関すること。	する総合的な計画を策定すること。	する計画を策定すること。			課	る計画に関すること。	する総合的な計画を策定すること。	する計画を策定すること。		
事業推進担当課	<p>1 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p>			<p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。</p> <p>1 教職員の研修計画を策定すること。</p>	<p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。</p> <p>1 教職員の研修を実施すること。</p> <p>2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。</p>	事業推進担当課	<p>1 教育総合センターに係る事業の推進及び調整に関すること。</p> <p>2 教職員の研修に関すること。</p>			<p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る重要な事項を決定すること。</p> <p>1 教職員の研修計画を策定すること。</p>	<p>1 教育総合センターの事業の推進及び調整に係る定例的な事項を決定すること。</p> <p>1 教職員の研修を実施すること。</p> <p>2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。</p>

改正後						改正前							
		3 教育に係る調査研究に関すること。			1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 教育に係る調査研究を実施すること。			3 教育に係る調査研究に関すること。			1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 教育に係る調査研究を実施すること。
支援教育課	1 就学支援委員会に関すること。			1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。	1 就学支援委員会を開催すること。			支援教育課	1 就学支援委員会に関すること。			1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。	1 就学支援委員会を開催すること。
	2 特別支援学級の入級に関すること。				1 特別支援学級への入級を決定すること。				2 特別支援学級の入級に関すること。				1 特別支援学級への入級を決定すること。
	3 特別支援学級の学級編制に関すること。		1 特別支援学級の学級を編制し、及び同意を求めること。						3 特別支援学級の学級編制に関すること。		1 特別支援学級の学級を編制し、及び同意を求めること。		
	4 特別支援教	1 特別支援教	1 特別支援教	1 特別支援教育に	1 特別支援教育に				4 特別支援教	1 特別支援教	1 特別支援教	1 特別支援教育に	1 特別支援教育に

改正後						改正前					
	育に関すること。	育の基本方針を策定すること。	育に係る重要な事項を決定すること。	係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	係る定例的な事項を決定すること（教育総合センター長決定事案を除く。）。		育に関すること。	育の基本方針を策定すること。	育に係る重要な事項を決定すること。	係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	係る定例的な事項を決定すること（教育総合センター長決定事案を除く。）。
乳幼児教育・保育支援課	<p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。</p> <p>2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p>	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法</p>	<p>1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。</p>	<p>1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。</p>	<p>1 入園又は退園を承認すること。</p>	乳幼児教育・保育支援課	<p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。</p> <p>2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p>	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法</p>	<p>1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。</p>	<p>1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。</p>	<p>1 入園又は退園を承認すること。</p>

改正後					改正前					
		律（以下この項において「法」という。） 第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。	2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。				律（以下この項において「法」という。） 第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。	2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。		
		2 法第34条第2項に規定する協定	3 法第34条第9項の規定による通知をすること。				2 法第34条第2項に規定する協定	3 法第34条第9項の規定による通知をすること。		
			4 法第34条第10項の規定による勸					4 法第34条第10項の規定による勸		

改正後						改正前					
			を締結 すること。	告をす ること。				を締結 すること。	告をす ること。		
備考						備考					
<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>						<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育政策・生涯学習部部長、学校教育部長及び教育総合センター長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>					